

# 野田ロータリークラブ週報



## 奉仕を通じて平和を

Peace  
through Service

2012-2013年度 国際ロータリーのテーマ

第2666回例会(7月9日) 第2659号 2012.7.23発行 ■創立:昭和31年5月 ■例会日:毎週月曜日 PM12:30-13:30

会長:古谷 尊生 / 会長エレクト:伊藤 義雄 / 副会長:染谷 栄 / 幹事:三浦 直哉 / 副幹事:栗林 徹

例会場 事務局

〒278-0035 野田市中野台168-1 野田商工会館内5F(樺のホール) TEL(04)7125-0061 FAX(04)7125-0055 ■発行責任者:古谷 光裕

### 会長挨拶



古谷 尊生 会長

皆さんこんにちは、今日は年度始めということで、第13分区ガバナー補佐 松田 武様をはじめとして、13分区内の会長、幹事の皆さんが表敬訪問にお出でいただいております。1年間よろしくお願ひします。

さて、年度始め早々ロータリー関係のお付き合いが始まっておりまして、7月1日には公益社団法人野田青年会議所の40周年記念式典と祝賀会が盛大に行われ、私もOBの一人ですが、野田ロータリークラブの会長として出席して参りました。

また、7月7日には「社会を明るくする運動」が興風会館で開催されて、三浦幹事と共に、ロータリークラブの役割分担である受付業務を担当して参りました。

本日は年度始めということで、クラブ協議会を開催致しますので、委員長の皆さんには事業計画の発表をお願いします。委員会の数が多いので2回に分けて発表していただきますが、どうぞよろしくお願ひします。

また、今晩は新旧役員の引き継ぎ会を「幸楽」で予定しておりますので、関係する皆様のご出席をお願いします。

以上で会長挨拶とさせていただきます。皆さんこんにちは、今日は年度始めということで、第13分区ガバナー補佐 松田 武様をはじめとして、13分区内の会長、幹事の皆さんが表敬訪問にお出でいただいております。1年間よろしくお願ひします。

さて、年度始め早々ロータリー関係のお付き合いが始まっておりまして、7月1日には公益社団法人野田青年会議所の40周年記念式典と祝賀会が盛大に行われ、私もOBの一人ですが、野田ロータリークラブの会長として出席して参りました。



第2666回例会

点 鐘 古谷 尊生 会長  
 司 会 元良 信有 会員  
 ソ ン グ 我等の生業

ゲスト



国際ロータリー第2790地区第13分区  
 ガバナー補佐 松田 武 様



野田東ロータリークラブ  
 会長 吉澤 太 郎 様



流山中央ロータリークラブ  
 会長 白須賀 まり子 様  
 幹事 張ヶ谷 昇 様



野田セントラルロータリークラブ  
 会長 遠藤 茂雄様  
 幹事 山崎 達男様

出席 今回分 (7月9日分)  
 会員47名中38名出席 (80.85%)

(6月25日分)  
 前々回訂正 (86.27%)  
 (前々回欠席7名中メーキャップ0名)

## ニコニコボックス

国際ロータリー第2790地区第13分区  
ガバナー補佐 松田 武 様

野田東ロータリークラブ

流山中央ロータリークラブ

野田セントラルロータリークラブ

野崎 学 会員

野田三田会コンペ無事終了しました。山本会員が  
ハーフ38を出してベスグロ賞のハプニングがありま  
した。

## 幹事報告

三浦 直哉 幹事

- 2012～2013年度国際ロータリー第2790地区  
地区大会記念ゴルフ大会のご案内
- 2分区合同クラブ職業奉仕委員長セミナー開催に  
ついて  
日時 8月9日(木) 14:30～16:30  
場所 流山 茶豆蘭 流山市流山3-350  
会費 一人 1,000円
- 2013ロータリー世界平和フォーラム広島  
(2013.5.17-18)参加登録(7/1より)の要請
- 本日の新旧役員引き継ぎ懇談会  
時刻の変更 午後6時→午後7時に変更いたし  
ます。

## クラブ協議会



会計  
岩瀬 正明 委員長



会場監督  
元良 信有 委員長



会員増強委員会  
石山 隆一 委員長



職業分類委員会  
高梨 茂 委員長



広報委員会  
茂木 泉 委員長



雑誌会報委員会  
古谷 光裕 委員長



クラブ管理運営委員会  
伊藤 義雄 委員長



出席委員会  
村上 奈美 委員長



親睦活動委員会  
岡安 誠人 委員長

野田ロータリークラブ 例会・卓話予定表

月 日	卓 話 ・ 行 事	月 日	卓 話 ・ 行 事
7月23日(月)	クラブ協議会	8月 6日(月)	卓話 仲田 房蔵 会員
7月30日(月)	卓話 茂木七郎治 会員	8月13日(月)	休会 定款第6条第1節により